

消防予第 114 号
平成 19 年 3 月 27 日

各都道府県消防防災主管部長 }
東京消防庁・各指定都市消防長 } 殿

消防庁予防課長

特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令（平成17年総務省令第40号）等に係る執務資料の送付について

標記の件について、別紙のとおり質疑応答をとりまとめたので、執務上の参考とされるとともに、各都道府県消防防災主管部長におかれましては、貴都道府県内の市町村に対し、この旨周知されるようお願いいたします。

消防庁予防課設備係

担当：伊藤、相葉

TEL : 03-5253-7523

FAX : 03-5253-7533

E-mail : i.aiba@soumu.go.jp

問1 消防法施行令（昭和36年政令第37号）別表第1（5）項口に掲げる防火対象物のうち自動火災報知設備の設置を要しないものについて、「特定共同住宅等における必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等に関する省令」（平成17年総務省令第40号）を適用する場合は、共同住宅用自動火災報知設備又は住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備を設置する必要がないと解してよいか。

（答） お見込みのとおり。なお、他の必要とされる防火安全性能を有する消防の用に供する設備等についても同様に取り扱いをたい。

問2 「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）第4、2（4）ロの規定は、廊下の端部以外の部分にも適用してよいか。

（答） 差し支えない。

問3 廊下の一部に外気に面しない部分が存する場合における開放性の判断において、「特定共同住宅等の構造類型を定める件」（平成17年消防庁告示第3号）第4、2（4）イ（イ）dに規定する「風雨等を遮るために壁等を設ける場合」に準じて取り扱ってよいか。

（答） 差し支えない。

問4 特定共同住宅等の11階以上の階に共同住宅用スプリンクラー設備を設置し、10階以下の階に補助散水栓を設置する場合、その水源水量は4立方メートル以上、また、加圧送水装置のポンプの吐出量は240リットル毎分以上としてよいか。

（答） お見込みのとおり。

問5 ガス漏れ検知器を接続している共同住宅用受信機又は住戸用受信機について、ガス漏れ検知器の電源は、共同住宅用受信機又は住戸用受信機の電源の配線系統から専用の開閉器を介して、取ることとしてよいか。

（答） 差し支えない。

問6 「住戸用自動火災報知設備及び共同住宅用非常警報設備の設置及び維持に関する技術上の基準を定める件」（平成18年消防庁告示第19号）第4、1（2）において、共同住宅用非常警報設備の音声装置は一の起動装置の操作により一斉に鳴動させることとされているが、階段室型特定共同住宅等の場合は、階段室等ごとに鳴動させる方式としてよいか。

（答） 差し支えない。なお、共同住宅用非常警報設備の設置が必要な部分に対し、消防法施行令（昭和36年政令第37号）第21条に従い自動火災報知設備を設置する場合も同様である。